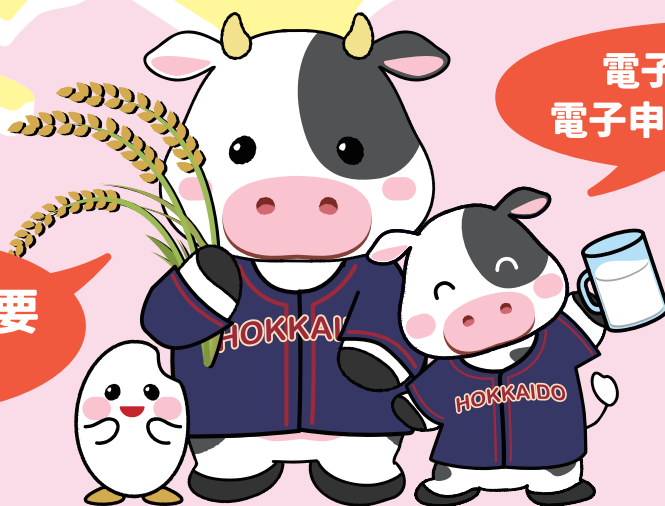


◆北海道◆

お米・牛乳 子育て応援事業

北海道は、食料品などの物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減と道産品の消費拡大を図るため、平成17(西暦2005)年4月2日から令和5(西暦2023)年9月30日までにお生まれの子ども(対象児童)がいる北海道内の世帯に商品券等をお届けします。

申請が必要
です!



電子クーポンは
電子申請のみ申請可能

＜対象児童＞
平成17(西暦2005)年
4月2日から
令和5(西暦2023)年
9月30日までに
お生まれの子ども

支給品 支給対象の世帯ごとに、次のいずれか1つ ※1世帯あたり、1回限り

商品券

「おこめギフト券」または「おこめ券」
6,160円相当分(440円×14枚)と
「牛乳贈答券」
2,000円相当分(200円×10枚)
<8,160円相当分>



※市販の商品券のため在庫状況によっては発送まで2ヵ月程度要する場合もありますのでご注意ください

電子クーポン

北海道産の「米」と「牛乳」を
購入できる電子クーポン
<8,160円相当分>
利用期限:
令和6年1月21日(日)まで
※電子申請の方のみ申請可能



北海道米セット

ゆめぴりか(5kg)2袋・ななつぼし(5kg)
<8,160円相当分(送料含む)>
①精米セットまたは②無洗米セット
どちらか1セット



①精米セット

②無洗米セット

支給対象 申請日において次のいずれかに該当

- ①道内で対象児童と同居している世帯
- ②道内で対象児童だけで構成する世帯
- ③保護者は道内に在住し、道外で対象児童だけで構成する世帯

※「対象児童」とは、平成17(西暦2005)年4月2日から令和5(西暦2023)年9月30日までに生まれの子ども
※「世帯」とは、住居および生計を共にする方の集まり、または、独立して住居を維持・もしくは独立して生計を営む単身者
※「保護者」とは、父母、養父母、未成年後見人、施設の長、里親等、対象児童を現に監護する方

申請期間 令和5年 **5/10水~9/30土**まで ※郵送の場合は当日消印有効

※令和5年8月1日(火)から9月30日(土)までにお生まれの新生児を対象に申請する場合の申請期限は令和5年10月31日(火)まで

申請方法 **電子申請** または **郵送申請**

●送料がかからず、お問い合わせや書類の追加提出等がスムーズな電子申請をおすすめします。



電子申請は
スマホ
が便利!

●申請方法

電子申請または郵送申請 ※送料がかからず、お問い合わせや書類の追加提出等がスムーズな電子申請をおすすめします

■提出書類

①申請書

②本人確認書類

申請書に記載された全員分の「氏名」、「生年月日」、「現住所」の全てが確認できる書類の写し

●住民票 ●健康保険証 ●マイナンバーカード(表面のみ) ●運転免許証(表裏) ●母子健康手帳 等

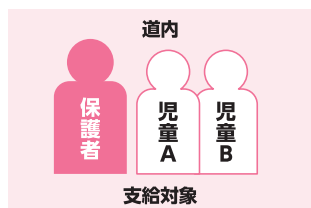
※審査過程で確認が必要となった場合は、別途追加書類を求める場合があります

※健康保険証等を本人確認書類にする場合は、保険者番号などをマスキングしていただく必要があります

■支給対象

申請日において次のいずれかに該当

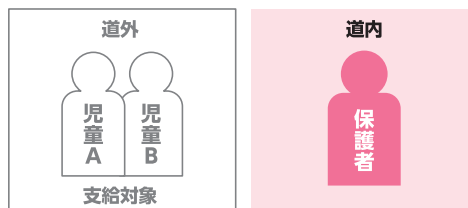
1.道内で対象児童と同居している世帯



2.道内で対象児童だけで構成する世帯



3.保護者は道内に在住し、道外で対象児童だけで構成する世帯



■家族構成による支給事例

世帯パターン	申請 手続者	支給数	備考
① 道内で同居 保護者と児童が	保護者	1	児童が何人いても1世帯あたりの支給数は1つ。
② 保護者と児童が道内で別居 ア.同居児童はなし、別居児童がいる	児童 または 保護者	1 1	保護者と児童のみの2世帯あるが、保護者世帯には児童がいないため、別居児童世帯分のみを別居児童が保護者に支給される。
イ.児童がそれぞれ別居している場合	児童A 児童B または 保護者	1 1 2	保護者と児童のみの3世帯あるが、保護者世帯には児童がいないため、別居児童世帯分が児童Aと児童Bにそれぞれ1つずつか、保護者に2つ支給される。

世帯パターン	申請 手続者	支給数	備考
② 道内で別居 ウ.同居児童と別居児童がいる	保護者 児童B または 保護者	1 1 2	「保護者と児童A」と「児童B」の2世帯を対象に、保護者と児童Bにそれぞれ1つずつか、保護者に2つ支給される。
③ 道内に在住の児童は各自別居 道外 道内	児童B 児童C	1 1	道内に在住の児童B世帯と児童C世帯にそれぞれ1つずつ支給される。
④ 児童が道外で別居 道外 道内	保護者	1	支給品の送付先は道内に限るため、道外別居児童世帯分が道内に在住の保護者に1つ支給される。

●注意事項

- 支給品は原則申請手続者の住所へ送付いたします。
- 申請期限を過ぎたものはいかなる理由でも受け付けることができませんのでご注意ください。
- 支給決定後に、偽りその他の不正な手段により支給を受けたことや支給品を他人に交換・売却し利益を得たことなどが判明した場合は、支給決定を取り消し、事務局の提示する返還方法に応じ速やかに返還していただきます。
- 支給品が申請した住所に到達しなかった場合は、再送付は一度限りとし、再度到達しなかった場合は、当該申請を取り下げたものとみなします。
- 申請が重複した場合は、原則として先に申請があった申請手続者に支給します。子育て世帯を応援するという事業の趣旨を踏まえ、受け取った支給品は、対象児童のためにご活用いただきますようご協力ください。